

コンビニ・時間外受診をやめよう！



健保だより

平成 31 年 4 月 16 日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第 1032 号
(平成 31 年 4 月 10 日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です

急病でもないのに時間外や深夜・休日に受診する「コンビニ受診」が今問題になっています。

コンビニ受診をやめるだけで医療費は抑えられます！

医療機関が表示する診療時間以外に受診すると、原則として通常の診療費用のほかに「時間外加算」が請求されます。

東京や大阪などの大都市では、24時間年中無休の救急相談センター「**#7119**」もあり応急処置の方法や、受診の必要性についても相談できます。



初診料と再診料の時間外加算				
初診の場合(6 歳以上)			再診の場合(6 歳以上)	
初診料	2, 820円		再診料	720円
※200 床以上の病院は 730 円(外来診療)				
加 算 額				
一般	850円	時間外  概ね 6 時～8 時 18 時～22 時	一般	650円
特例 (救急病院など)	2, 300円		特例 (救急病院など)	1, 800円
2, 500円		休日 	1, 900円	
4, 800円		深夜	4, 200円	

●支払額は自己負担割合によります。●歯科は除く

時間外受診は、割増料金がかかるばかりでなく、

救急医療の妨げにもなります。

緊急性がない場合は時間内受診を心がけましょう。

